

岩手県障がい者プラン

「共に生きるいわて」の実現

第4期障がい福祉計画

I	基本的事項	1
II	区域の設定	4
III	平成29年度の目標値	4
IV	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	6
V	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	13
VI	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保及び資質の向上並びに指定障害者支援施設の指定障害福祉サービスの質の向上のために講じる措置	13
VII	県が実施する地域生活支援事業の実施に関する事項	14
VIII	計画の達成状況の点検及び評価	16
IX	圏域計画	
	盛岡障がい保健福祉圏域	17
	岩手中部障がい保健福祉圏域	27
	胆江障がい保健福祉圏域	38
	両磐障がい保健福祉圏域	49
	気仙障がい保健福祉圏域	59
	釜石障がい保健福祉圏域	69
	宮古障がい保健福祉圏域	80
	久慈障がい保健福祉圏域	89
	二戸障がい保健福祉圏域	99

I 基本的事項

1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」といいます。）第 89 条の規定により、市町村が定める障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地から、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制等について定める計画です。

また、平成 23 年 2 月に策定した「岩手県障がい者プラン」は、本計画及び障害者基本法に基づく障害基本計画から構成されますが、障害基本計画部分では、本県の障がい者福祉行政の基本的方向や施策等について定めていますが、本計画ではこれらの施策を実行するための具体的なサービス提供体制の整備・確保等について定めるものです。

2 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とします。

3 基本的理念等

(1) 基本的理念

ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」といいます。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

イ 地域間格差の解消等

市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ります。

ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます。）の提供など、地域の社会資源を最大限活用してサービス提供体制の整備を進めます。

エ 被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

被災地の障がい者等が、被災前と同等以上の障がい福祉サービスを利用できるよう、引き続きサービス提供体制の充実を図るとともに、被災した障がい者等のサービス利用等を支援します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(1)の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

ア 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいいます。以下同じ。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

イ 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。）を保障します。

ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいいます。）の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援等の利用推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

※ 「地域生活支援拠点等」とは、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの体験入居等の機会の提供、ショートステイなど緊急時の受入対応体制の確保、人材の養成等による専門性の確保などの諸機能を地域で集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点等とされています。

エ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業所等の充実により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

ア 相談支援の提供体制の充実

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村への設置を促進します。

また、平成 27 年度からは、障がい福祉サービスの利用に当たって、サービス等利用計画の策定が必須となることから、利用者数の増加に応じた計画策定体制の強化が図られるよう、市町村を支援します。

イ 地域移行支援及び地域定着支援の拡充

障がい者が自ら希望する地域で安心して暮らしていけるようにするため、入所等している障がい者の地域生活移行への希望等を勘案したうえで、市町村が計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保できるよう支援します。

また、入所等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、市町村が地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図られるよう支援します。

ウ 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」といいます。）により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組んでいきます。

また、発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」といいます。）や、難病の患者等への支援体制の構築のため、発達障がい者支援センターや難病相談・支援センター等の専門機関と連携しながら、発達障がい者等や難病の患者等への支援体制の整備について検討を行っていきます。

(4) 被災地の障がい福祉サービスの復興等に関する基本的な考え方

ア 復興期における障がい福祉サービスの安定した運営に向けた支援

沿岸被災地を中心とする障がい福祉サービス事業所の運営体制の安定化や、就労支援事業所による業務受注・流通経路の確保等を支援します。

イ 被災した障がい者等への支援

被災地の障がい者個々の状況に応じた必要なサービスの利用を支援するとともに、

緊急時において迅速に避難し、適切な援助を受けられるよう支援します。

また、こころのケアにも引き続き取り組みます。

ウ 障がい者の防災意識の醸成及び防災訓練への参加推進

障がい者が、災害等において適切に対応できるよう日頃から防災意識を高めるよう取り組むとともに、市町村等と連携して、障がい者が定期的に防災訓練等に参加できるよう支援します。

(5) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、特別支援教育等の教育施策、保育等の子ども・子育て支援施策等の関連分野との連携に留意するとともに、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスに係る関係機関とも連携を図りながら、支援体制の整備を推進していきます。

II 区域の設定

次に掲げる現行の9障がい保健福祉圏域を区域とし、圏域ごとの障がい福祉計画を策定します。

圏域名	市町村
盛岡障がい保健福祉圏域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
岩手中部 //	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
胆江 //	奥州市、金ヶ崎町
両磐 //	一関市、平泉町
気仙 //	大船渡市、陸前高田市、住田町
釜石 //	釜石市、大槌町
宮古 //	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
久慈 //	久慈市、普代村、野田村、洋野町
二戸 //	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

III 平成 29 年度の目標値

1 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成 25 年度末の施設入所者数	人 2, 1 0 5	平成 25 年度末時点における施設入所者数

平成 29 年度末の施設入所者数	人 1,989	平成 29 年度末時点における施設入所者数
【目標値】削減見込み	人 116	平成 25 年度末時点から平成 29 年度末までの施設入所者削減数【約 5.5%削減】
【目標値】地域生活移行者数	人 260	平成 29 年度までに地域移行する者の人数【約 12.4%の施設入所者が地域生活に移行】

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
入院後 3 か月時点の退院率		
平成 24 年 6 月 30 日の調査時点における退院率	% 61.3	平成 24 年 6 月 30 日の調査時点における入院後 3 か月時点の退院率
【目標値】平成 29 年 6 月に入院した患者の退院率	% 64.0	平成 29 年 6 月に入院した患者の入院後 3 か月時点の退院率
入院後 1 年時点の退院率		
平成 24 年 6 月 30 日の調査時点における退院率	% 89.2	平成 24 年 6 月 30 日の調査時点における入院後 1 年時点の退院率
【目標値】平成 29 年 6 月に入院した患者の退院率	% 91.0	平成 29 年 6 月に入院した患者の入院後 1 年時点の退院率
在院期間 1 年以上の長期在院者数		
平成 24 年 6 月 30 日時点の在院者数 (A)	人 2,530	平成 24 年 6 月 30 日の調査時点における在院期間 1 年以上の長期在院者数
平成 29 年 6 月 30 日時点の在院者数 (B)	人 2,074	平成 29 年 6 月 30 日の調査時点における在院期間 1 年以上の長期在院者数
【目標値】減少率 (B-A) / A	% 18.0	

3 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ以上設置

4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
平成 24 年度の一般就労移行者数	人 83	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 24 年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数

【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	187 人	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 29 年度において福祉施設を退所し一般就労する者の数【平成 24 年度の 2.3 倍】
平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数	234 人	平成 25 年度における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数	417 人	平成 29 年度における就労移行支援事業の利用者数【平成 25 年度の約 78%増】
【目標値】平成 29 年度における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合	56.7 %	※「就労移行率」：ある年度 4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合
【活動指標】公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	144 人	平成 29 年度の一般就労移行者のうち、公共職業安定所におけるチーム支援を受ける者の数【一般就労移行者数につき第 3 期実績を勘案】
【活動指標】障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	6 人	平成 29 年度の一般就労移行者のうち、障がい者委託訓練事業の受講者数【一般就労移行者数につき第 3 期実績を勘案】
【活動指標】障がい者トライアル雇用事業の開始者数	18 人	平成 29 年度の一般就労移行者のうち、障がい者トライアル雇用事業の開始者数【一般就労移行者数につき第 3 期実績を勘案】
【活動指標】職場適応援助者による支援の対象者数	25 人	平成 29 年度の一般就労移行者のうち、職場適応援助者による支援の対象者数【一般就労移行者数につき第 3 期実績を勘案】
【活動指標】障がい者就業・生活支援センター事業による支援対象者数	77 人	平成 29 年度の一般就労移行者のうち、障がい者就業・生活支援センターによる支援対象者数【一般就労移行者数につき第 3 期実績を勘案】

IV 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数		1,453	1,543
時間分			29,672	32,196	35,158
事業の実施に関する考え方	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				

見込量確保のための方策	<p>事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。</p> <p>居宅介護従事者養成研修指定事業者が実施する研修や、県が実施する行動援護従事者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。</p>
-------------	---

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	3,360	3,427	3,497
	人日分	65,757	67,002	68,337	
事業の実施に関する考え方	入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの日中サービスを、県内どこに居住していてもできるだけ身近な地域で利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(3) 自立訓練(機能訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	22	26	31
	人日分	428	508	608	
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても身体機能向上のための訓練を利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(4) 自立訓練(生活訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	217	226	228
	人日分	3,852	3,830	3,961	
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	292	333	382
		人日分	4,963	5,707	6,629
事業の実施に 関する考え方	一般就労を希望する障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で、就労に必要な知識・能力の向上や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を受けることができますようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(6) 就労継続支援 (A型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	756	837	922
		人日分	15,373	17,241	19,210
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で一般就労に近い形で働くことができますようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	3,768	3,952	4,135
		人日分	68,603	71,762	75,405
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で雇用によらない就労や生産活動を行うことができますようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	326	334	343
		人分	326	334	343

事業の実施に関する考え方	医療及び常時の介護を必要とする障がい者が、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等のサービスを受けることができますようにします。
見込量確保のための方策	医療機関等と連携を図り、サービスの確保に努めます。

(9) ①短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	487	522	557
		人日分	3,701	3,954	4,208
事業の実施に関する考え方	障がい者を介護する家族が病気などの事情で介護ができない場合に、県内どこに居住していても、宿泊を伴う一時的な介護サービスを気軽に安心して利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	入所施設の空き居室の利用や通所系事業所の新たな取組等を促進するとともに、指定短期入所事業所の確保に努めます。				

②短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	22	26	29
		人日分	131	162	188
事業の実施に関する考え方	医療的ケアが必要な障がい者の短期入所の需要に対応するため、医療機関において宿泊を伴う一時的な短期入所サービスを安心して利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	医療機関が実施する短期入所事業所の確保に努めます。				

(10) 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	1,792	1,895	2,006
		人分	1,792	1,895	2,006
事業の実施に関する考え方	障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。				
見込量確保のための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。				

(11) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	2,079	2,041	1,997
		人分	2,079	2,041	1,997
事業の実施に 関する考え方	施設に入所し主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援が必要な障がい者に対し、質の高いサービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	既存の入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	1,360	1,430	1,487
		人分	1,360	1,430	1,487
事業の実施に 関する考え方	支給決定前にサービス利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行い、個々の障がい者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	平成27年度から、サービス利用に当たっては、サービス利用計画の作成が必須となることから、市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	58	68	79
		時間分	58	68	79
事業の実施に 関する考え方	障害者支援施設等の入所者又は精神科病院の入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	61	73	89
		時間分	61	73	89
事業の実施に 関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(15) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	536	559	582
		人日分	4,074	4,312	4,546
事業の実施に 関する考え方	療育の必要がある未就学の障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(16) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	1,202	1,286	1,372
		人日分	15,027	16,138	17,091
事業の実施に 関する考え方	学校に就学し、授業の終了後又は休業日に支援が必要な障がい児が、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(17) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	86	96	106
		人日分	186	247	291

事業の実施に関する考え方	保育所・幼稚園等に通う障がい児が、支援員の訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援などを、自分が通う保育所等で受けられるようにします。
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。

(18) 医療型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	31	34	34
		人日分	342	385	392
事業の実施に関する考え方	肢体不自由がある未就学の障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	既存の医療型児童発達支援センターの定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(19) 福祉型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	144	145	147
		人分	144	145	147
事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な障がい児が、福祉型障害児入所施設での保護、日常生活の指導などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	既存の福祉型障害児入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(20) 医療型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	47	49	49
		人分	47	49	49
事業の実施に関する考え方	在宅生活が困難な肢体不自由児及び重症心身障がい児が、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関での保護、日常生活の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	既存の医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(21) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	282	304	324
		人分	282	304	324
事業の実施に 関する考え方	通所給付決定やその変更決定に際し、障がい児の心身の状況、環境、ニーズ等を勘案し、「障がい児支援利用計画（案）」を作成するとともに、利用状況の検証等を行って見直しを行い、障がい児や保護者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

V 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

27年度	28年度	29年度
2,100	2,050	2,000

VI 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の指定障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

1 サービス提供に係る人材の養成

障がい者等に適切なサービスを提供するためには、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが必要です。

このため、サービス管理責任者等研修、相談支援従事者初任者研修等の計画的な実施により、サービス提供に係る専門職員を養成するとともに、経験年数に応じたフォローアップ研修等を行いスキルアップを図ります。

また、行動援護従事者養成研修、重度訪問介護従事者研修の実施等により、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を養成するとともに、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の養成に努めます。

さらに、行動障害を有する者の特性に応じた支援を一貫性を持って実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施していきます。

2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービスの質の向上を図るための方策として、社会福祉法に基づく第三者評価の実施が考えられることから、事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できる体制を整備するとともに、事業者が第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

3 障がい者等に対する虐待の防止及び不利益な取扱いの解消

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県障がい者権利擁護センターを運営するとともに、24時間365日の相談体制を整備します。

また、市町村虐待防止センターの活動支援や、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などについて定めたマニュアルの周知、市町村や事業者等を対象とした研修会の開催などを行います。

さらに、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、障がい者等に対する不利益な取扱いの解消を図るため、相談窓口の設置及び相談に対する助言・調整を行うとともに、障がいに対する県民の理解促進に向けた普及啓発を行います。

なお、障がい者等の権利擁護を図るため、高齢福祉分野等の関係機関とも連携を図りながら、後見等の業務を担う人材を育成するための研修等を実施するなど、障がい者等が成年後見制度や当該制度の利用促進に向けた事業を活用できるよう支援します。

Ⅶ 地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名	27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
発達障がい者支援センター運営事業	1	1,000	1	1,000	1	1,000	県立療育センターに設置して運営
高次脳機能障がい支援普及事業	1	100	1	100	1	100	県内1箇所で開催
障がい児等療育支援事業	1		1		1		県立療育センターで実施

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業名		27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
手話通訳者・要約筆記	修了者数	30	30	30	法人・団体等に委託

者養成研修	[登録者数]	[30]	[30]	[30]	して実施
盲ろう者向け通訳・介 助員養成研修	修了者数 [登録者数]	20 [20]	20 [20]	20 [20]	〃
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	派遣件数	20	20	20	〃
盲ろう者向け通訳・介 助員派遣事業	派遣件数	120	120	120	〃

(3) 広域的な支援事業

事業名		27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
精神障害者地域生活 支援広域調整等事業 (地域生活支援広域 調整会議等事業)	会議開催見 込み数	30	30	30	

(4) サービス・相談支援者・指導者育成事業

事業名		27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
障害支援区分認定調 査員研修	受講者数	100	100	100	各市町村から3名程 度受講
市町村審査会委員研 修	受講者数	15	15	15	各審査会から1名程 度受講
相談支援従事者初任 者研修	修了者数	100	100	100	※講義部分のみの受 講者を除く
相談支援従事者現任 者研修	修了者数	50	50	50	一定の初任者研修修 了者を対象
サービス管理責任者 等研修	修了者数	250	250	250	4分野及び児童発達 支援管理責任者研修
行動援護従事者養成 研修	修了者数	40	40	40	行動援護に従事する 者を対象

(5) 主な任意事業

事業名		27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
オストメイト社会適 応訓練事業	受講者数 (延べ)	350	350	350	法人・団体等に委託 して実施

音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	受講者数	2	2	2	〃
音声機能障がい者発声訓練事業	受講者数 (延べ)	400	400	400	〃
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	県立視聴覚障がい者情報センターに設置
字幕入り映像ライブラリー事業	制作数	100	100	100	県立視聴覚障がい者情報センターで実施
点字による即時情報ネットワーク事業	利用者数	40	40	40	法人・団体等に委託して実施
身体障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	養成者数 (派遣件数)	10 (100)	10 (100)	10 (100)	〃
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	受講者数	20	20	20	〃
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	1	1	1	〃
身体障がい者補助犬育成事業	育成数	2	2	2	〃
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回(参加者数)	3 (4,500)	3 (4,500)	3 (4,500)	〃
芸術・文化講座開催等事業	回(参加者数)	3 (3,400)	3 (3,500)	3 (3,500)	〃
障がい者110番事業	設置数	1	1	1	〃

VIII 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行等に係る成果目標及び活動指標について実績を把握して分析・評価を行い、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会等に報告して意見を求め、所要の対策を講じていきます。